

＊北海道公報

目次

ページ

発行 北海道
(総務部法制文書課)
 電話 011 - 231 - 4111
(内線 22-271)
 FAX 011 - 232 - 1385
 印刷 富士プリント(株)

条 例

- 北海道性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例
(警察本部生活安全企画課) 三
- 北海道税条例の一部を改正する条例
(総務部税務課) 五
- 低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例
(総務部税務課) 一九
- 北海道議会議員及び北海道知事選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
(総合企画部市町村課) 一九
- 北海道自然環境等保全条例の一部を改正する条例
(環境生活部環境政策課) 二〇
- 北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
(建設部総務課) 二〇
- 北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例
(建設部企画調整課) 二〇
- 北海道屋外広告物条例の一部を改正する条例
(建設部まちづくり推進課) 二〇
- 北海道警察組織条例の一部を改正する条例
(警察本部警務課) 二二
- 北海道新産業都市建設協議会条例を廃止する条例
(総合企画部地域政策課) 二二

公布された条例のあらまし

北海道性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例(条例第四十四号)

一 趣旨

本道におけるほったくり行為による被害の状況にかんがみ、性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等について必要な規制を行うことにより、道民及び滞在者の身体及び財産に対する危害の発生を防止することとするため、この条例を制定することとした。

二 内容

1 この条例において「性風俗営業等」とは、次のいずれかに該当する営業のうち、北海道公安委員会が指定する区域内で営まれるものをいうこととした(第二条関係)。

(一) 営業所を設けて、当該営業所において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業

(二) 営業所を設けて、当該営業所において客の接待をして客に飲食をさせる営業のうち、バー、酒場その他客に酒類を提供して営むもの

2 性風俗営業等を営む者は、北海道公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を、営業所内において客に見やすいように表示しなければならないこととした(第三条関係)。

(一) 当該営業に係る料金

(二) 違約金その他名目のいかんを問わず、当該営業に関し客が支払うべきものとする金銭に関する定めがある場合にあつては、その内容

3 何人も、人に特定の性風俗営業等の客となるように勧誘をし、又は広告若しくは宣伝をするときは、次に掲げる行為をしてはならないこととした(第四条第一項関係)。

(一) 当該営業に係る料金について、実際のものよりも著しく低廉であると誤認させるような事項を告げ、又は表示すること。

(二) 2の(一)の事項について、不実のことを告げること。

4 何人も、特定の性風俗営業等の客に対し、粗野若しくは乱暴な言動を交えて、又はその者から預かった所持品を隠匿する等迷惑を覚えさせるような方法で、当該営業に係る料金又は違約金等の取立てをしてはならないこととした(第四条第二項関係)。

5 性風俗営業等を営む者は、3又は4に違反する行為を用いて当該営業を営んではならないこととした(第五条関係)。

6 何人も、5に違反して性風俗営業等を営み、又は営もうとする者に対し、情を知つて、当該営業に要する資金又は場所を提供してはならないこととした(第六条関係)。

7 公安委員会は、性風俗営業等を営む者又はその従業員が、当該営業に関し、条例の規定に違反したときは、当該性風俗営業等を営む者に対し、必要な指示をすることができることとした(第八条第一項関係)。

8 公安委員会は、性風俗営業等を営む者が7の規定による指示に従わなかったとき、又は性風俗営業等を営む者若しくはその従業員が当該営業に関し、この条例の規定に違反したとき若しくは暴行、恐喝などの刑法に規定する罪に当たる違法な行為をしたときは、当該性風俗営業等を営む者に対し、営業の全部又は一部の停止を命ずることができることとした(第九条第一項関係)。

9 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、性風俗営業等を営む者に対し、その業務に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に、その営業

平成十三年七月十日 火曜日

所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができることとした（第十二条第一項関係）。

10 罰則

この条例の規定に違反した者に対する罰則を定めることとした（第十五条及び第十六条関係）。

三 施行期日

この条例は、平成十三年九月一日から施行することとした。

北海道税条例の一部を改正する条例（条例第四十五号）

一 趣旨

地方税法の改正に伴い、自動車税、鉱区税及び自動車取得税について所要の改正を行うこととし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定することとした。

二 内容

1 自動車税

(一) トラック、バス等に係る新たな自動車税の税率区分を定める等所要の改正を行うこととした（第六十四条関係）。

(二) 自動車税の申告書について総務省令で定める様式によることとした（第六十六条第一項関係）。

(三) 排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車はその排出ガス性能に応じ税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置を講ずることとした（附則第八条の四関係）。

2 鉱区税

石炭鉱業構造調整臨時措置法の坑口開設工事等の許可が拒否されたことにより石炭を採掘することができない採掘鉱区に係る鉱区税の税率の特例措置を廃止することとした（第七十一条第三項関係）。

3 自動車取得税

自動車取得税の申告書及び報告書について総務省令で定める様式によることとした（第九十六条及び第九十九条関係）。

4 その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。

三 施行期日等

1 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、二の2の改正は平成十四年三月三十一日から、二の1及び3の改正は同年四月一日から施行することとした。

2 条例改正に伴う経過措置を講ずることとした。

低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する

条例（条例第四十六号）

一 趣旨

新産業都市建設促進法の廃止にかんがみ、新産業都市の区域における不動産取得税及び道固定資産税の課税の特例措置を廃止することとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定することとした。

二 内容

1 新産業都市区域内における不動産取得税及び道固定資産税の課税の特例措置を廃止することとした（第三十八条及び第三十九条関係）。

2 旧新産業都市建設促進法の規定により新産業都市の区域として指定された区域内において、平成十三年三月三十一日までに製造の事業の用に供する一定の設備を新設し、又は増設した者に係る不動産取得税の課税の特例措置を講ずることとした（附則第十項関係）。

三 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、平成十三年四月一日から適用することとした。北海道議会議員及び北海道知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十七号）

一 趣旨

公職選挙法施行令の改正にかんがみ北海道議会議員及び北海道知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額を改定することとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定することとした。

二 内容

1 選挙運動用自動車の使用に係る公費負担の限度額を積算するための一日当たりの額を六万二百円から六万四千五百円に改定することとした（第二条関係）。

2 一般運送契約により選挙運動用自動車を使用する場合の一日当たりの公費負担の限度額を六万二千円から六万四千五百円に改定し、一般運送契約以外の契約により選挙運動用自動車を使用する場合であつて、雇用契約により選挙運動用自動車の運転手を雇用するときの一日当たりの報酬の限度額を一万七千七百円から一万二千五百円に改定することとした（第四条関係）。

3 選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担に関し、選挙区におけるポスター掲示場の数が五百以下の場合のポスター一枚当たりの作成単価の額を五百一円九十九銭から五百十円四十八銭に改定し、ポスター掲示場の数が五百を超える場合のポスター一枚当たりの作成単価の額を二百六十二円九十九銭から二百六十七円三十三銭に、加算額を五十五万二千八百七十円から五十五万七千七百十五円に改定することとした（第八条関係）。

三 施行期日

施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。
北海道自然環境等保全条例の一部を改正する条例（条例第四十八号）

一 趣旨及び内容

都市計画法の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定することとした。

二 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十九号）

一 趣旨及び内容

都市計画法の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定することとした。

二 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例（条例第五十号）

一 趣旨及び内容

建築基準法及び都市計画法の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定することとした。

二 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

北海道屋外広告物条例の一部を改正する条例（条例第五十一号）

一 趣旨及び内容

建設業法施行規則の改正等に伴い、屋外広告業を営む者が設置する講習会修了者等である屋外広告士について所要の改正を行うこととするため、この条例を制定することとした。

二 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

北海道警察組織条例の一部を改正する条例（条例第五十二号）

一 趣旨

警察本部の総務部の所掌事務を改正することとするため、この条例を制定することとした。

二 内容

警察本部の総務部の所掌事務に、「情報の公開に関すること。」を加えることとした（第二条関係）。

三 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

北海道新産業都市建設協議会条例を廃止する条例（条例第五十三号）

一 趣旨及び内容

新産業都市建設促進法の廃止に伴い、北海道新産業都市建設協議会を廃止することとするため、この条例を制定することとした。

二 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

北海道性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例をここに公布する。

平成十三年七月十日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第四十四号

北海道性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例

（目的）

第一条 この条例は、性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等について必要な規制を行うことにより、道民及び滞在者の身体及び財産に対する危害の発生を防止することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「性風俗営業等」とは、次の各号のいずれかに該当する営業のうち、指定区域（不当な勧誘、料金の取立て等による道民及び滞在者の身体及び財産に対する被害の発生状況等を勘案して、その区域についてこの条例の規定により規制を行う必要性が高いと認められるものとして北海道公安委員会（以下「公安委員会」という。）が指定する区域をいう。第十三条において同じ。）内で営まれるものをいう。

一 営業所を設けて、当該営業所において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第六項第一号に掲げる営業を除く。）

二 営業所を設けて、当該営業所において客の接待（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第三項に規定する接待をいう。）をして客に飲食をさせる営業のうち、バー、酒場その他客に酒類を提供して営むもの（料金等の表示）

第三条 性風俗営業等を営む者は、北海道公安委員会規則（以下「公安委員会規則」という。）で定めるところにより、次に掲げる事項を、営業所内において客に見やすいように表示しなければならない。

一 当該営業に係る料金（当該営業所で当該性風俗営業等を営む者の代理人、使用人その他の従業者（第八条第一項及び第九条第一項において単に「従業者」という。）がその提供する前条第一号に規定する業務の対価として受け取る一切の料金を含む。以下同じ。）
二 違約金その他名目のいかんを問わず、当該営業に関し客が支払うべきものとする金銭（前号に掲げるものを除く。以下「違約金等」という。）に関する定めがある場合にあっては、その内容

（不当な勧誘、料金の取立て等の禁止）

第四条 何人も、人に特定の性風俗営業等の客となるように勧誘をし、又は広告若しくは宣伝をするときは、次に掲げる行為をしてはならない。

一 当該営業に係る料金について、実際のものよりも著しく低廉であると誤認させるような事項を告げ、又は表示すること。

二 前条第二号に掲げる事項について、不実のことを告げること。

2 何人も、特定の性風俗営業等の客に対し、粗野若しくは乱暴な言動を交えて、又はその者から預かった所持品を隠匿する等迷惑を覚えさせるような方法で、当該営業に係る料金又は違約金等の取立てをしてはならない。

（不当な勧誘等を用いた営業の禁止）

第五条 性風俗営業等を営む者は、前条の規定に違反する行為を用いて当該営業を営んではならない。

（資金又は場所の提供の禁止）

第六条 何人も、前条の規定に違反して性風俗営業等を営み、又は営もうとする者に対し、情を知って、当該営業に要する資金又は場所を提供してはならない。

（性風俗営業等を営む者の勧誘等の委託に伴う指導義務）

第七条 性風俗営業等を営む者は、当該営業に関し人に客となるように勧誘をし、又は広告若しくは宣伝をすることを委託したときは、当該性風俗営業等を営む者から委託を受けて、当該営業に関し人に客となるように勧誘をし、又は広告若しくは宣伝をする者が第四条第一項の規定に違反しないよう指導しなければならない。

2 前項の規定は、性風俗営業等を営む者が、当該営業に係る料金又は違約金等の取立てをすることを委託した場合について準用する。この場合において、同項中「人に客となるように勧誘をし、又は広告若しくは宣伝をする」とあるのは「当該営業に係る料金又は違約金等の取立てをする」と、「第四条第一項」とあるのは「第四条第二項」と読み替えるものとする。

（指示）

第八条 公安委員会は、性風俗営業等を営む者又はその従業者が、当該営業に関し、この条例の規定に違反したときは、当該性風俗営業等を営む者に対し、道民及び滞在者の身体及び財産に対する危害の発生を防止するため必要な指示をすることができる。

2 公安委員会は、性風俗営業等を営む者から委託を受けて、当該営業に関し人に客となるように勧誘をし、又は広告若しくは宣伝をする者が、第四条第一項の規定に違反したときは、当該性風俗営業等を営む者に対し、当該委託を受けた者に前条第一項に規定する指導をするよう指示をすることができる。

3 前項の規定は、性風俗営業等を営む者から委託を受けて、当該営業に係る料金又は違約金等の取立てをする者が、第四条第二項の規定に違反した場合について準用する。この場合において、前項中「前条第二項」とあるのは、「前条第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

（営業の停止）

第九条 公安委員会は、性風俗営業等を営む者が前条の規定による指示に従わなかったとき、又は性風俗営業等を営む者若しくはその従業者が当該営業に関し次のいずれかに該当する行為をしたときは、当該性風俗営業等を営む者に対し、八月を超えない範囲内で期間を定めて、当該営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 第十五条に規定する罪に当たる違法な行為

二 刑法（明治四十年法律第四十五号）第百五十九条、第百六十一条、第百九十九条、第二百一条、第二百三条（第百九十九条に係る部分に限る。）から第二百六条まで、第二百八条、第二百九条、第二百十條、第二百七条から第二百二十三條まで、第二百三十五條、第二百三十六條から第二百四十一條まで、第二百四十三條（第二百三十五條、第二百三十六條及び第二百三十八條から第二百四十一條までに係る部分に限る。）、第二百四十六條、第二百四十六條の二、第二百四十八條から第二百五十條（第二百四十六條、第二百四十六條の二、第二百四十八條及び第二百四十九條に係る部分に限る。）まで、第二百六十一条及び第二百六十二条に規定する罪に当たる違法な行為

2 公安委員会は、性風俗営業等を営む者に前条第二項の規定により、当該者から委託を受けた者に指導をするよう指示をした場合において、当該指示の後三月以内に、当該委託を受けた者が、第四条第一項の規定に違反したときは、当該性風俗営業等を営む者に対し、八月を超えない範囲内で期間を定めて、当該営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

3 前項の規定は、性風俗営業等を営む者に前条第三項において準用する同条第二項の規定により、当該者から委託を受けた者に指導をするよう指示をした場合について準用する。この場合において、前項中「前条第二項」とあるのは「前条第三項において準用する同条第二項」と、「第四条第一項」とあるのは「第四条第二項」と読み替えるものとする。

（標章のはり付け）

第十条 公安委員会は、前条の規定により性風俗営業等の停止を命じたときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該命令に係る施設の出入口の見やすい場所に、公安委員会規則で定める様式の標章をはり付けるものとする。

2 前条の規定による命令を受けた者は、次に掲げる事由のいずれかがあるときは、公安委員会規則で定めるところにより、前項の規定により標章をはり付けられた施設について、標章を取り除くべきことを申請することができる。この場合において、公安委員会は、標章を取り除かなければならない。

一 当該施設を当該営業の用以外の用に供しようとするとき。
 二 当該施設を取り壊そうとするとき。
 三 当該施設を増築し、又は改築しようとする場合であつて、やむを得ないと認められる理由があるとき。

3 第一項の規定により標章をはり付けられた施設について、当該命令に係る性風俗営業等を営む者から当該施設を買い受けた者その他当該施設の使用について正当な権原を有する第三者は、公安委員会規則で定めるところにより、標章を取り除くべきことを申請することができる。この場合において、公安委員会は、標章を取り除かなければならない。

4 何人も、第一項の規定によりはり付けられた標章を破壊し、又は汚損してはならず、また、当該施設に係る前条に規定する命令の期間を経過した後でなければ、これを取り除いてはならない。

(聴聞の特例)

第十一条 公安委員会は、第九条の規定により営業の停止を命じようとするときは、北海道行政手続条例(平成七年北海道条例第十九号。以下「行政手続条例」という。)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第九条の規定による処分に係る聴聞を行うに当たっては、その期日の一週間前までに、行政手続条例第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 前項の通知を行政手続条例第十五条第三項に規定する方法によつて行う場合においては、同条第一項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当の期間は、二週間を下回つてはならない。

4 第九条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(報告及び立入検査)

第十二条 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、性風俗営業等を営む者に対し、その業務に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に、その営業所(個室その他これに類する施設を設ける営業所にあつては、客が在室する個室その他これに類する施設を除く。)に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする警察職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者

に提示しなければならない。
 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(広報啓発活動)

第十三条 指定区域を管轄する警察署長は、性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等を防止するため必要な広報啓発活動を行うものとする。

(公安委員会規則への委任)

第十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

(罰則)

第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第五条の規定に違反した者

二 第九条の規定による公安委員会の命令に違反した者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三条の規定に違反して、営業に係る料金について実際のものよりも著しく低廉であると誤認させるような事項を表示し、又は同条第二号に掲げる事項について不実のことを表示した者

二 第四条又は第六条の規定に違反した者

3 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第四項の規定に違反した者

二 第十二条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(両罰規定)

第十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附則

この条例は、平成十三年九月一日から施行する。

北海道条例第四十五号

北海道税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年七月十日

北海道知事 堀 達也

北海道税条例の一部を改正する条例

平成十三年七月十日

北海道知事 堀 達也

北海道税条例の一部を改正する条例

平成十三年七月十日

北海道知事 堀 達也

北海道税条例(昭和二十五年北海道条例第五十六号)の一部を次のように改正する。
 第二十五条の二中「第十一項」を「第十二項」に改める。
 第三十四条の二中「本条」を「この条」に、「第九条の七第六項から第八項まで」を「第九
 条の七第十項、第十一項及び第十五項」に改める。
 第六十四条を次のように改める。

(自動車税の税率)

第六十四条 自動車税の税率は、次の各号に掲げる自動車に対し、一台について、それぞれ
 当該各号に定める額とする。

一 乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。)

イ 営業用

- (1) 総排気量(ロータリーエンジンを搭載した自動車に
あつては、単空容積にローターの数を乗じて得た数値
に一・五を乗じて得た数値をいう。以下この項におい
て同じ。)が一リットル以下のもの又は電気を動力源と
するもの
年額 八千五百円
- (2) 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下
のもの
年額 九千五百円
- (3) 総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下
のもの
年額 一万三千八百円
- (4) 総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下
のもの
年額 一万五千七百円
- (5) 総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下
のもの
年額 一万七千九百円
- (6) 総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下
のもの
年額 二万五千円
- (7) 総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下
のもの
年額 二万三千六百円
- (8) 総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下
のもの
年額 二万七千二百円
- (9) 総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下
のもの
年額 四万七百元
- (10) 総排気量が六リットルを超えるもの
年額 二万九千五百円

- (2) 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下
のもの
年額 三万四千五百円
 - (3) 総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下
のもの
年額 三万九千五百円
 - (4) 総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下
のもの
年額 四万五千円
 - (5) 総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下
のもの
年額 五万千円
 - (6) 総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下
のもの
年額 五万八千円
 - (7) 総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下
のもの
年額 六万六千五百円
 - (8) 総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下
のもの
年額 七万六千五百円
 - (9) 総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下
のもの
年額 八万八千円
 - (10) 総排気量が六リットルを超えるもの
年額 十一万千円
- 二 トラック(三輪の小型自動車であるものを除く。)
- イ 営業用(けん引自動車であるもの及び被けん引自動車であるものを除く。)
- (1) 最大積載量が一トン以下のもの
年額 六千五百円
 - (2) 最大積載量が一トンを超え、二トン以下のもの
年額 九千円
 - (3) 最大積載量が二トンを超え、三トン以下のもの
年額 一万二千元
 - (4) 最大積載量が三トンを超え、四トン以下のもの
年額 一万五千元
 - (5) 最大積載量が四トンを超え、五トン以下のもの
年額 一万八千五百円
 - (6) 最大積載量が五トンを超え、六トン以下のもの
年額 二万二千元
 - (7) 最大積載量が六トンを超え、七トン以下のもの
年額 二万五千五百円
 - (8) 最大積載量が七トンを超え、八トン以下のもの
年額 二万九千五百円
 - (9) 最大積載量が八トンを超えるもの
年額 二万九千五百円に
最大積載量が八ト
ンを超える部分一
トンまでごとに四
千七百円を加算し
た額
- ロ 家用(けん引自動車であるもの及び被けん引自動車であるものを除く。)
- (1) 最大積載量が一トン以下のもの
年額 八千円

- (2) 最大積載量が二トンを超え、二トン以下のもの
年額 一万五千五百円
- (3) 最大積載量が二トンを超え、三トン以下のもの
年額 一万六千円
- (4) 最大積載量が三トンを超え、四トン以下のもの
年額 二万五百円
- (5) 最大積載量が四トンを超え、五トン以下のもの
年額 二万五千五百円
- (6) 最大積載量が五トンを超え、六トン以下のもの
年額 三万円
- (7) 最大積載量が六トンを超え、七トン以下のもの
年額 三万五千元
- (8) 最大積載量が七トンを超え、八トン以下のもの
年額 四万五百円
- (9) 最大積載量が八トンを超えるもの
年額 四万五百円に最大積載量が八トンを超える部分一トンを加算した額

ハ けん引自動車

(1) 営業用

- (i) 小型自動車であるもの
年額 七千五百円
- (ii) 普通自動車であるもの
年額 一万五千五百円

(2) 自家用

- (i) 小型自動車であるもの
年額 一万二百円
- (ii) 普通自動車であるもの
年額 二万六百元

ニ 被けん引自動車

(1) 営業用

- (i) 小型自動車であるもの
年額 三千九百元
- (ii) 普通自動車であるもので最大積載量が八トン以下のもの
年額 七千五百円

- (iii) 普通自動車であるもので最大積載量が八トンを超えるもの
年額 七千五百円に最大積載量が八トンを超える部分一トンを加算した額

(2) 自家用

- (i) 小型自動車であるもの
年額 五千三百円
- (ii) 普通自動車であるもので最大積載量が八トン以下のもの
年額 一万二百円

- (iii) 普通自動車であるもので最大積載量が八トンを超えるもの
年額 一万二百円に最大積載量が八トンを超える部分一トンを加算した額

三 バス(三輪の小型自動車であるものを除く。)

イ 営業用

(1) 一般乗合用のもの

- (i) 乗車定員が三十人以下のもの
年額 一万二千元
- (ii) 乗車定員が三十人を超え、四十人以下のもの
年額 一万四千五百円
- (iii) 乗車定員が四十人を超え、五十人以下のもの
年額 一万七千五百円
- (iv) 乗車定員が五十人を超え、六十人以下のもの
年額 二万円
- (v) 乗車定員が六十人を超え、七十人以下のもの
年額 二万二千五百円
- (vi) 乗車定員が七十人を超え、八十人以下のもの
年額 二万五千五百円
- (vii) 乗車定員が八十人を超えるもの
年額 二万九千元

(2) 一般乗合用のもの以外のもの

- (i) 乗車定員が三十人以下のもの
年額 二万六千五百円
- (ii) 乗車定員が三十人を超え、四十人以下のもの
年額 三万二千元
- (iii) 乗車定員が四十人を超え、五十人以下のもの
年額 三万八千元
- (iv) 乗車定員が五十人を超え、六十人以下のもの
年額 四万四千元
- (v) 乗車定員が六十人を超え、七十人以下のもの
年額 五万五千元
- (vi) 乗車定員が七十人を超え、八十人以下のもの
年額 五万七千元
- (vii) 乗車定員が八十人を超えるもの
年額 六万四千元

ロ 自家用

- (1) 乗車定員が三十人以下のもの
年額 三万三千元
- (2) 乗車定員が三十人を超え、四十人以下のもの
年額 四万円
- (3) 乗車定員が四十人を超え、五十人以下のもの
年額 四万九千元
- (4) 乗車定員が五十人を超え、六十人以下のもの
年額 五万七千元
- (5) 乗車定員が六十人を超え、七十人以下のもの
年額 六万五千五百円
- (6) 乗車定員が七十人を超え、八十人以下のもの
年額 七万四千元
- (7) 乗車定員が八十人を超えるもの
年額 八万三千元

四 特種用途自動車

イ 霊きゆう車

ロ キャンピング車(自家用に限る。)

- (1) 総排気量が一リットル以下のもの又は電気を動力源とするもの
年額 二万三千六百円
- (2) 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの
年額 二万七千六百円

超える部分一トンを加算した額

のもの	(3) 総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの	年額	三万千六百円
のもの	(4) 総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの	年額	三万六千円
のもの	(5) 総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの	年額	四万八千円
のもの	(6) 総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの	年額	四万六千四百円
のもの	(7) 総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの	年額	五万三千二百円
のもの	(8) 総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの	年額	六万二千二百円
のもの	(9) 総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの	年額	七万四百円
のもの	(10) 総排気量が六リットルを超えるもの	年額	八万八千八百円
	ハ キャンピングトレーラー及びポータルトレーラー（家用の被けん引車に限る。）	年額	三千二百円
	(1) 二輪の小型自動車であるもの	年額	五千三百円
	(2) 三輪以上の小型自動車であるもの	年額	一万二百円
	(3) 普通自動車であるもの	年額	二千四百円
	ニ 二輪の小型自動車である被けん引車（キャンピングトレーラー及びポータルトレーラー（被けん引車に限る。）を除く。）	年額	三千二百円
ホ その他	(1) 営業用	年額	二千四百円
	(2) 家用	年額	三千二百円

当該自動車の構造、用途等に従つて乗用車、トラック、バス又は三輪の小型自動車の別に区分し、当該区分に対応する前三号又は次号に掲げる額（第二項の規定の適用がある場合には、その適用

五 三輪の小型自動車
イ 営業用 年額 四千五百円
ロ 家用 年額 六千円

2 前項第二号に掲げる自動車のうち最大乗車定員が四人以上であるものの税率は、同項の規定にかかわらず、同号に定める額に、次の各号の区分に応じ当該各号に定める額をそれぞれ加算した額とする。

一 営業用
イ 総排気量が一リットル以下のもの 三千七百円
ロ 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの 四千七百円

ハ 総排気量が一・五リットルを超えるもの 六千三百円
ニ 家用
イ 総排気量が一リットル以下のもの 五千二百円
ロ 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの 六千三百円

ハ 総排気量が一・五リットルを超えるもの 八千円

3 第一項第三号に掲げる自動車のうち、学校教育法第一条に規定する学校の設置者が所有し、かつ、専らその学校の学生、生徒、児童又は幼児の通学の用に供するものの税率は、同項の規定にかかわらず、同号イ(1)に掲げるバスの区分に応じそれぞれに定める額と同一の額とする。

第六十六条第一項中「自動車税の納税義務が発生した者又は納税義務が消滅した者は、発生又は消滅の日から十日以内（十日以内に道路運送車両法第七条、第十二条又は第十三条の規定による登録の申請をするときは、その申請をした際）」に、次に掲げる事項を記載した申告書を、「を」自動車税の納税義務者は、道路運送車両法第七条、第十二条又は第十三条の規定による登録の申請をした際（これらの規定による登録の申請をした場合以外で納税義務が発生し、又は消滅したときは、その発生又は消滅の日から十日以内）に、総務省令第十六号の九様式による申告書を「に改め、同項各号を削り、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第六十七条の二第二号を次のように改める。

二 自動車の種類、用途、車名及び型式

第六十七条の三第二項第一号を次のように改める。

一 申請者の住所及び氏名又は名称

第六十七条の三第二項第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

（後の額）

第六十四条第一項第二号ハ	(1)	七千五百円	八千二百円
	(2)	一万五千円	一万六千六百円
		一万二千円	一万二千二百円
		二万六百元	二万二千六百円
		二万六千五百円	二万九千五百円
		三万二千元	三万五千二百円
		三万八千元	四万八千八百円
		四万四千元	四万八千四百円
		五万五千元	五万五千五百円
		五万七千元	六万二千七百円
六万四千元	七万四千元		
第六十四条第一項第三号イ	(2)	三万三千元	三万六千三百円
		四万九千元	四万五千五百円
		五万七千元	五万三千九百円
		六万五千五百円	六万二千七百円
		七万四千元	七万二千元
		八万三千元	八万四千四百円
		九万三千元	九万三千三百円
		一万二千元	一万三千二百円
		二万三千六百円	二万五千九百円
		二万七千六百円	三万三百円
第六十四条第一項第四号イ	(2)	三万六千六百円	三万四千七百円
		三万六千元	三万九千六百円
		四万八百元	四万四千八百円
		四万六千四百円	五万千元
		五万三千二百円	五万八千五百円
		六万二千二百円	六万七千三百円
		七万四千元	七万七千四百円

第六十四条第一項第四号ホ	前項の規定の適用がある場合における第六十八条第一項の規定の適用については、同項中「税率の額」とあるのは、「税率の額（附則第八条の四第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）」とする。	八万八千八百円	九万七千六百円	
		前三号又は次号に掲げる額	附則第八条の四第一項の規定により読み替えて適用される前三号又は次号に掲げる額（附則第八条の四第一項の規定により読み替えて適用される第二項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）	
		第六十四条第一項第五号	四千五百円	四千九百円
		第六十四条第二項第一号	六千円	六千六百円
			三千七百円	四千二百円
			四千七百円	五千二百円
			六千三百円	六千九百円
		第六十四条第二項第二号	五千二百円	五千七百円
			六千三百円	六千九百円
			八千円	八千八百円
第六十四条第三項	定める額	定める額に百分の百十を乗じて得た額（その額に百分未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）		

2 前項の規定の適用がある場合における第六十八条第一項の規定の適用については、同項中「税率の額」とあるのは、「税率の額（附則第八条の四第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）」とする。

3 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十八条第一項に規定する自動車で同法第二十条第一号に規定するエネルギー消費効率に係る政令附則第十条の二に規定する基準に適合するもの（第五項及び第七項において「低燃費車」という。）のうち、窒素酸化物の排出量が総務省令附則第五条の二第一項に規定する許容限度（第五項及び第七項並びに附則第九条の二第五項において「窒素酸化物排出許容限度」という。）の四分の一を超えない自動車で総務省令附則第五条の二第二項に規定するもの及び電気自動車等に対する第六十四条第一項、第二項及び第三項の規定の適用については、当該自動車及び平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十四年度分及び平成十五年度分の自動車税に限り、当該自動車及び平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつて

は平成十五年度分及び平成十六年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第六十四条第一項第一号イ	七千五百円	四千円
	八千五百円	四千五百円
	九千五百円	五千円
	一万三千八百円	七千円
	一万五千七百円	八千円
	一万七千九百円	九千円
	二万五百円	一万五百円
	二万三千六百円	一万二千元
	二万七千二百円	一万四千元
	四万七百元	二万五百円
第六十四条第一項第一号ロ	二万九千五百円	一万五千元
	三万四千五百円	一万七千五百円
	三万九千五百円	二万円
	四万五千円	二万二千五百円
	五万円	二万五千五百円
	五万八千円	二万九千元
	六万六千五百円	三万三千五百円
	七万六千五百円	三万八千五百円
	八万八千円	四万四千元
	十一万円	五万五千五百円
第六十四条第一項第二号イ	六千五百円	三千五百円
	九千円	四千五百円
	一万二千元	六千円
	一万五千元	七千五百円
	一万八千五百円	九千五百円
	二万二千元	一万円
	二万五千五百円	一万三千円
	二万九千五百円	一万五千元
	四万七百元	二万四千元
	八千円	四千円
第六十四条第一項第二号ロ	一万六千元	八千円
	一万六千元	八千円

(1) 第六十四条第一項第二号ハ	二万五百円	一万五百円
	二万五千五百円	一万三千円
	三万円	一万五千元
	三万五千円	一万七千五百円
	四万五百円	二万五百円
	六千三百円	三千二百円
	七千五百円	四千円
	一万五千五百円	八千円
	一万七千五百円	一万五千五百円
	二万六百元	六千円
(2) 第六十四条第一項第二号ハ	二万六百元	六千円
	一万七千五百円	九千円
	一万四千五百円	七千五百円
	二万円	一万円
	二万二千五百円	一万五千五百円
	二万五千五百円	一万七千五百円
	二万九千円	二万四千五百円
	二万六千五百円	一万三千五百円
	三万二千円	一万六千元
	三万八千円	一万九千円
(2) 第六十四条第一項第三号イ	四万四千元	二万二千円
	五万七千円	二万五千五百円
	五万七千円	二万八千五百円
	六万四千元	三万二千円
	三万三千元	一万六千五百円
	四万四千元	二万五千五百円
	四万九千円	二万四千五百円
	五万七千円	二万八千五百円
	六万五千五百円	三万三千円
	七万四千円	三万七千円
第六十四条第一項第四号イ	八万三千元	四万五千五百円
	一万二千元	六千円
第六十四条第一項第四号ロ	二万三千六百円	一万二千元
	二万七千六百円	一万四千元

第六十四条第一項第四号ホ (第二項の規定の適用がある場合には、その適用後の額)	前二号又は次号に掲げる額	三万六千六百円	一万六千円
	三万六千円	一万八千円	
	四万八千円	二万五百円	
	四万六千四百円	二万三千五百円	
	五万三千二百円	二万七千円	
	六万二千二百円	三万千円	
	七万四百円	三万五千五百円	
	八万八千八百円	四万四千五百円	
	第六十四条第一項第五号	四千五百円	二千五百円
	第六十四条第二項第一号	三千七百円	千八百円
第六十四条第二項第二号	四千七百円	二千三百円	
	六千三百円	三千二百円	
	五千二百円	二千六百円	
	六千三百円	三千二百円	
第六十四条第三項	定める額	定める額に百分の五十を乗じて得た額(その額に、五百円未満の端数があるときはこれを五百円に、五百円を超え千円未満の端数があるときはこれを千円に、それぞれ切り上げた額)	

4 前項の規定の適用がある場合における第六十八条第一項の規定の適用については、同項中「税率の額」とあるのは、「税率の額(附則第八条の四第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の額)」とする。

5 低燃費車のうち、窒素酸化物の排出量が窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えない自動車(第三項の規定の適用を受ける自動車を除く。)で総務省令附則第五条の二第三項に規定するものに対する第六十四条第一項、第二項及び第三項の規定の適用については、当該自動車があつては平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十四年度分及び平成十五年分、当該自動車があつては平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十五年分及び平成十六年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第六十四条第一項第一号イ	七千五百円	六千円
	八千五百円	六千五百円
	九千五百円	七千五百円
	一万三千八百円	一万五百円
	一万五千七百円	一万二千円
	一万七千九百円	一万三千五百円
	二万五百円	一万五千五百円
	二万三千六百円	一万八千円
	二万七千二百円	二万五百円
	四万七千七百円	三万千円
第六十四条第一項第一号ロ	二万九千五百円	二万二千五百円
	三万四千五百円	二万六千円
	三万九千五百円	三万円
	四万五千円	三万四千円
	五万千円	三万八千五百円
	五万八千円	四万三千五百円
	六万六千五百円	五万円
	七万六千五百円	五万七千五百円
	八万八千円	六万六千円
	十一万千円	八万三千五百円
第六十四条第一項第二号イ	六千五百円	五千円
	九千円	七千円
	一万二千元	九千円
	一万五千元	一万一千五百円
	一万八千五百円	一万四千元

4 前項の規定の適用がある場合における第六十八条第一項の規定の適用については、同項中「税率の額」とあるのは、「税率の額(附則第八条の四第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の額)」とする。

第六十四条第一項第二号イ	二万二千円	一万六千五百円
	二万五千五百円	一万九千五百円
	二万九千五百円	二万二千五百円
	四千七百円	三千五百円
	八千円	六千円
	一万五千五百円	九千円
	一万六千円	一万二千円
	二万五百円	一万五千五百円
	二万五千五百円	一万九千五百円
	三万円	二万二千五百円
第六十四条第一項第二号ハ	三万五千円	二万六千五百円
	四万五百円	三万五百円
	六千三百円	四千七百円
	七千五百円	六千円
	一万五千五百円	一万五千五百円
	一万二百円	八千円
	二万六百元	一万五千五百円
	一万二千円	九千円
	一万四千五百円	一万千円
	一万七千五百円	一万三千五百円
(1) 第六十四条第一項第三号イ	二万円	一万五千元
	二万二千五百円	一万七千円
	二万五千五百円	一万九千五百円
	二万九千円	二万二千円
	二万六千五百円	二万円
	三万二千円	二万四千円
	三万八千円	二万八千五百円
	四万四千円	三万三千円
	五万五百円	三万八千円
	五万七千円	四万三千円
(2) 第六十四条第一項第三号イ	六万四千円	四万八千円
	三万三千円	二万五千円
	四万九千円	三万七千円

第六十四条第一項第四号イ	五万七千円	四万三千円
	六万五千五百円	四万九千五百円
	七万四千円	五万五千五百円
	八万三千円	六万二千五百円
	一万二千円	九千円
	二万三千六百円	一万八千円
	二万七千六百円	二万四千円
	三万六千六百円	二万七千円
	三万六千円	二万七千円
	四万八千円	三万千円
第六十四条第一項第四号ホ	四万六千四百円	三万五千円
	五万三千二百円	四万円
	六万二千二百円	四万六千円
	七万四百円	五万三千円
	八万八千八百円	六万七千円
	前三号又は次号に掲げる額	附則第八条の四第五項の規定により読み替えて適用される前三号又は次号に掲げる額(附則第八条の四第五項の規定により読み替えて適用される第二項の規定の適用がある場合には、その適用後の額)
	四千五百円	三千五百円
	六千円	四千五百円
	三千七百円	二千八百円
	四千七百円	三千五百円
第六十四条第二項第一号	五千二百円	四千円
	六千三百円	五千円
	八千円	六千円
	定める額	定める額に百分の七十五を乗じて得た額(その額に、五百円未満の端数があると

きはこれを五百円に、五百円を超え千円未満の端数があるときはこれを千円に、それぞれ切り上げた額)

6 前項の規定の適用がある場合における第六十八条第一項の規定の適用については、同項中「税率の額」とあるのは、「税率の額(附則第八条の四第五項の規定の適用がある場合には、その適用後の額)」とする。

7 低燃費車のうち、窒素酸化物の排出量が窒素酸化物排出許容限度の四分の三を超えない自動車(第三項又は第五項の規定の適用を受ける自動車を除く。)で総務省令附則第五条の二第四項に規定するものに対する第六十四条第一項、第二項及び第三項の規定の適用については、当該自動車が平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十四年度分及び平成十五年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十五年度分及び平成十六年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第六十四条第一項第一号イ	
七千五百円	七千円
八千五百円	七千五百円
九千五百円	八千五百円
一万三千八百円	一万二千五百円
一万五千七百円	一万四千円
一万七千九百円	一万六千円
一万九千五百円	一万八千円
二万三千六百円	二万二千円
二万七千二百円	二万四千円
四万七千円	三万五千五百円
二万九千五百円	二万六千円
三万四千五百円	三万五千円
三万九千五百円	三万四千五百円
四万五千円	三万九千五百円
五万五千円	四万四千五百円
五万八千円	五万五千円
六万六千五百円	五万八千円

第六十四条第一項第二号イ	
七万六千五百円	六万七千円
八万八千円	七万七千円
十一万一千円	九万七千円
六千五百円	六千円
九千円	八千円
一万二千円	一万五百円
一万五千円	一万三千五百円
一万八千五百円	一万六千五百円
二万二千円	一万九千五百円
二万五千五百円	二万二千五百円
二万九千五百円	二万六千円
四万七千円	四万四千円
八千円	七千円
一万五千五百円	一万五百円
一万六千円	一万四千円
二万五千五百円	一万八千円
二万五千五百円	二万二千五百円
三万円	二万六千五百円
三万五千円	三万五千円
四万五千円	三万五千五百円
六千三百円	五千五百円
七千五百円	七千円
一万五千五百円	一万三千五百円
一万二百円	九千円
二万六千円	一万八千円
一万二千円	一万五百円
一万四千五百円	一万三千円
一万七千五百円	一万五千五百円
二万円	一万七千五百円
二万二千五百円	二万円
二万五千五百円	二万二千五百円
二万九千円	二万五千五百円
二万六千五百円	二万三千五百円
三万二千円	二万八千円

第六十四条第一項第四号イ	一万二千円	一万五百円	
	二万三千六百円	二万四千元	
	二万七千六百円	二万四千五百円	
	三万六千六百円	二万七千五百円	
	三万六千円	三万五千五百円	
	四万八千円	三万五千五百円	
	四万六千四百円	四万五百円	
	五万三千二百円	四万六千五百円	
	六万二千二百円	五万三千五百円	
	七万四百円	六万五千五百円	
第六十四条第一項第四号ホ	八万八千八百円	七万七千五百円	
	前三号又は次号に掲げる額	附則第八条の四第七項の規定により読み替えて適用される前三号又は次号に掲げる額(附則第八条の四第七項の規定により読み替えて適用される第二項の規定の適用がある場合には、その適用後の額)	
	四千五百円	四千元	
	六千円	五千五百円	
	三千七百円	三千元	
	第六十四条第一項第五号	三万八千円	三万三千五百円
		四万四千元	三万八千五百円
		五万五千元	四万四千元
		五万七千元	五万円
		六万四千元	五万六千元
三万三千元		二万九千元	
四万九千元		三万六千元	
四万七千元		四万三千元	
五万七千元		五万円	
六万五千五百円		五万七千元	
第六十四条第一項第三号ロ	七万四千元	六万四千五百円	
	八万三千元	七万二千五百円	

第六十四条第二項第二号	四千七百円	四千元
	六千三百円	五千五百円
	五千二百円	四千五百円
	六千三百円	五千五百円
第六十四条第三項	八千円	七千元
	定める額	定める額に百分の八十七を乗じて得た額(その額に、五百円未満の端数があるとときはこれを五百円に、五百円を超え千円未満の端数があるときはこれを千円に、それぞれ切り上げた額)

8 前項の規定の適用がある場合における第六十八条第一項の規定の適用については、同項中「税率の額」とあるのは、「税率の額(附則第八条の四第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の額)」とする。

附則第九条中「同条第四項」を「同条第三項」に改める。

附則第九条の二第五項中「昭和五十四年法律第四十九号」を削り、「総務省令で定める許容限度」を「窒素酸化物排出許容限度」に改め、同条第七項中「政令で定めるものの取得」を「政令附則第十六条の二の六第七項に規定するものの取得」に、「政令で定めるものを」を「同条第八項に規定するものを」に、「同条」を「同法第四十一条」に、「政令で定めるものにつき政令で定める日」を「政令附則第十六条の二の六第九項に規定するものにつき同条第十項に規定する日」に、「総務省令で定める期間内」を「総務省令附則第十二条の二の三第九項に規定する期間内」に、「政令で定める自動車」を「政令附則第十六条の二の六第十項に規定する自動車」に、「総務省令で定める場合」を「総務省令附則第十二条の二の三第十條の二の六第十二項」に改め、同条第八項中「附則第十六条の二の六第八項」を「附則第十六条第十三項に規定する」に改める。

附則第十二条の三第一項中「政令で定める」を「政令附則第十八条の三第一項に規定する」に改める。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第七十一条の改正規定、第七十三条第三項を削る改正規定及び附則第九条の改正規定

二 第二十五条の二、第六十四条、第六十六条、第六十七条の二、第六十七条の三第二項、第六十八条第一項、第九十六条及び第九十九条の改正規定、附則第八条の三の次に一条を加える改正規定並びに附則第九条の二第五項の改正規定並びに次項から附則第七項までの規定 平成十四年四月一日

2 この条例による改正後の北海道税条例（以下「新条例」という。）第六十四条、第六十八条第一項及び附則第八条の四の規定は、平成十四年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成十三年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

3 知事は、自動車税の納税義務者が、平成十四年度以後の年度において、新条例第六十四条第一項の規定を適用した場合における当該年度分の自動車税の額（同条第二項又は第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の額。以下この項及び附則第五項において「新条例による当該年度分の自動車税の額」という。）が、北海道税条例の一部を改正する条例（平成十二年北海道条例第百十号）第二条の規定による改正後の北海道税条例第六十四条の規定を適用した場合における当該年度分の自動車税の額（以下この項及び附則第五項において「平成十二年改正条例による当該年度分の自動車税の額」という。）を超えることとなる自動車を所有する場合（附則第五項の規定が適用される場合を除く。）には、当該所有する自動車に対して課する当該年度分の自動車税について、当分の間、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ当該各号に定める額を減免する。

一 新条例附則第八条の四第一項、第三項、第五項及び第七項の規定の適用がない自動車新条例による当該年度分の自動車税の額から、平成十二年改正条例による当該年度分の自動車税の額を控除した額

二 新条例附則第八条の四第一項の規定の適用がある自動車 新条例附則第八条の四第一項の規定により読み替えて適用される新条例による当該年度分の自動車税の額から、平成十二年改正条例による当該年度分の自動車税の額に百分の百十を乗じて得た額（その額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を控除した額

三 新条例附則第八条の四第三項の規定の適用がある自動車 新条例附則第八条の四第三項の規定により読み替えて適用される新条例による当該年度分の自動車税の額から、平成十二年改正条例による当該年度分の自動車税の額に百分の五十を乗じて得た額（その額に、五百円未満の端数があるときはこれを五百円に、五百円を超え千円未満の端数があるときはこれを千円に、それぞれ切り上げた額）を控除した額

四 新条例附則第八条の四第五項の規定の適用がある自動車 新条例附則第八条の四第五項の規定により読み替えて適用される新条例による当該年度分の自動車税の額から、平成十二年改正条例による当該年度分の自動車税の額に百分の七十五を乗じて得た額（その額に、五百円未満の端数があるときはこれを五百円に、五百円を超え千円未満の端数があるときはこれを千円に、それぞれ切り上げた額）を控除した額

五 新条例附則第八条の四第七項の規定の適用がある自動車 新条例附則第八条の四第七

項の規定により読み替えて適用される新条例による当該年度分の自動車税の額から、平成十二年改正条例による当該年度分の自動車税の額に百分の八十七を乗じて得た額（その額に、五百円未満の端数があるときはこれを五百円に、五百円を超え千円未満の端数があるときはこれを千円に、それぞれ切り上げた額）を控除した額

4 前項の規定の適用がある場合における新条例第六十八条第一項の規定の適用については、同項中「税率の額」とあるのは、「税率の額（北海道税条例の一部を改正する条例（平成十三年北海道条例第四十五号）附則第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）」とする。

5 知事は、自動車税の納税義務者が、規則で定める市町村の区域に主たる定置場を有する自動車であつて、平成十四年度において、新条例による当該年度分の自動車税の額が、平成十二年改正条例による当該年度分の自動車税の額を超えることとなるものを所有する場合には、当該所有する自動車に対して課する当該年度分の自動車税について、附則第七項の規定による改正後の北海道税条例の一部を改正する条例（平成十二年北海道条例第百十号）附則第五項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ当該各号に定める額を減免する。

一 新条例附則第八条の四第一項、第三項、第五項及び第七項の規定の適用がない自動車 新条例による当該年度分の自動車税の額に百分の九十二・五を乗じて得た額（その額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）から、平成十二年改正条例による当該年度分の自動車税の額に百分の九十二・五を乗じて得た額（その額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を控除した額

二 新条例附則第八条の四第一項の規定の適用がある自動車 新条例附則第八条の四第一項の規定により読み替えて適用される新条例による当該年度分の自動車税の額に百分の九十二・五を乗じて得た額（その額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）から、平成十二年改正条例による当該年度分の自動車税の額に百分の九十二・五を乗じて得た額（その額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を控除した額

三 新条例附則第八条の四第三項の規定の適用がある自動車 新条例附則第八条の四第三項の規定により読み替えて適用される新条例による当該年度分の自動車税の額に百分の九十二・五を乗じて得た額（その額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）から、平成十二年改正条例による当該年度分の自動車税の額に百分の五十を乗じて得た額（その額に、五百円未満の端数があるときはこれを五百円に、五百円を超え千円未満の端数があるときはこれを千円に、それぞれ切り上げた額）に百分の九十二・五を乗じて得た額（その額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を控除した額

四 新条例附則第八条の四第五項の規定がある自動車 新条例附則第八条の四第五項の規定により読み替えて適用される新条例による当該年度分の自動車税の額に百分の九十二・五を乗じて得た額（その額に百分の九十二・五を乗じて得た額）から、平成十二年改正条例による当該年度分の自動車税の額に百分の七十五を乗じて得た額（その額に、五百円未満の端数があるときはこれを五百円に、五百円を超え千円未満の端数があるときはこれを千円に、それぞれ切り上げた額）に百分の九十二・五を乗じて得た額（その額に百分の九十二・五を乗じて得た額）を控除した額

五 新条例附則第八条の四第七項の規定がある自動車 新条例附則第八条の四第七項の規定により読み替えて適用される新条例による当該年度分の自動車税の額に百分の九十二・五を乗じて得た額（その額に百分の九十二・五を乗じて得た額）から、平成十二年改正条例による当該年度分の自動車税の額に百分の八十七を乗じて得た額（その額に、五百円未満の端数があるときはこれを五百円に、五百円を超え千円未満の端数があるときはこれを千円に、それぞれ切り上げた額）に百分の九十二・五を乗じて得た額（その額に百分の九十二・五を乗じて得た額）を控除した額

6 前項の規定の適用がある場合における新条例第六十八条第一項の規定の適用については、同項中「税率の額」とあるのは、「税率の額（北海道税条例の一部を改正する条例（平成十三年北海道条例第四十五号）附則第五項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）」とする。

7 北海道税条例の一部を改正する条例（平成十二年北海道条例第百十号）の一部を次のように改正する。

附則第一項中「第五項」を「第七項」に改める。
附則第四項及び第五項を次のように改める。

4 平成十四年度分の自動車税に限り、規則で定める市町村の区域（次項において「市町村の区域」という。）に主たる定置場を有するキャンピング車（自家用に限る。）に対する北海道税条例の一部を改正する条例（平成十三年北海道条例第四十五号）による改正後の北海道税条例（以下「平成十三年改正後の北海道税条例」という。）第六十四条第一項並びに附則第八条の四第一項、第三項、第五項及び第七項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる平成十三年改正後の北海道税条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第六十四条第一項第四号ロ	二万三千六百元	一万七千元
並びに附則第八条の四第一	一万七千六百元	一万九千四百円
項の表の第六十四条第一項	三万六千六百元	二万九千九百元

第四号ロの項、附則第八条の四第三項の表の第六十四条第一項第四号ロの項、附則第八条の四第五項の表の第六十四条第一項第四号ロの項及び附則第八条の四第七項の表の第六十四条第一項第四号ロの項	三万六千元 四万八百元 四万六千四百円 五万三千二百円 六万二千二百円 七万四百円 八万八千八百円	二万四千六百元 二万七千五百円 三万千元 三万五千二百円 四万百円 四万五千八百円 五万七千七百円
---	---	---

附則第八条の四第一項の表の第六十四条第一項第四号ロの項	二万五千九百元 三万三百円 三万四千七百元 三万九千六百元 四万四千八百円 五万千円 五万八千五百円 六万七千三百円 七万七千四百円 九万七千六百元	一万八千六百元 二万二千三百円 二万四千円 二万七千円 三万二百円 三万四千百円 三万八千七百円 四万四千百円 五万四百円 六万二千八百円
-----------------------------	---	--

附則第八条の四第三項の表の第六十四条第一項第四号ロの項	一万二千円 一万四千元 一万六千元 一万八千元 二万五百円 二万三千五百円 二万七千円 三万千円 三万五千五百円 四万四千五百円	八千七百元 九千七百元 一万千円 一万二千四百円 一万三千八百円 一万五千七百円 一万八千円 二万三百円 二万三千百円 二万八千六百円
-----------------------------	---	--

附則第八条の四第五項の表の第六十四条第一項第四号ロの項	一万八千元 二万四千元 二万七千円 三万千円 三万五千元	一万二千九百円 一万四千八百円 一万六千六百元 一万八千五百円 二万三千五百円
-----------------------------	--	---

附則第八條の四第七項の表の第六十四條第一項第四号の項	四万円	二万六千八百円
	四万六千円	三万五百円
	五万三千元	三万四千六百円
	六万七千元	四万三千元
	二万四千元	一万五千二百円
	二万四千五百円	一万七千五百円
	二万七千五百円	一万九千四百円
	三万五千五百円	二万七千七百円
	三万五千五百円	二万四千円
	四万五百円	二万七千二百円
	四万六千五百円	三万九百円
	五万三千五百円	三万五千五百円
	六万五千五百円	四万二千円
	七万七千五百円	四万九千九百円

5 市町村の区域に主たる定置場を有する自動車（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対して課する平成十四年度分の自動車税の税率は、平成十三年改正後の北海道税条例第六十四條第一項、第二項及び第三項（平成十三年改正後の北海道税条例附則第八條の四第一項、第三項、第五項又は第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定を適用した場合における当該年度分の自動車税の額に百分の九十二・五を乗じて得た額（その額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
附則に次の二項を加える。

6 平成十四年度分の自動車税に限り、附則第四項の規定が適用されるキャンピング車以外のキャンピング車（自家用に限る。）に対する平成十三年改正後の北海道税条例第六十四條第一項並びに附則第八條の四第一項、第三項、第五項及び第七項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる平成十三年改正後の北海道税条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第六十四條第一項第四号口	一万三千六百円	一万八千四百円
並びに附則第八條の四第一項の表の第六十四條第一項	二万七千六百円	二万二千円
第四号口の項、附則第八條	三万六千六百円	二万三千七百円
の四第三項の表の第六十四	四万八千四百円	二万六千六百円
條第一項第四号口の項、附	四万六千四百円	二万九千八百円
		三万三千六百円

則第八條の四第五項の表の第六十四條第一項第四号口の項及び附則第八條の四第七項の表の第六十四條第一項第四号口の項	五万三千二百円	三万八千五百円
	六万二千二百円	四万三千四百円
	七万四百円	四万九千六百円
	八万八千八百円	六万八千八百円
附則第八條の四第一項の表の第六十四條第一項第四号口の項	二万五千九百円	二万二百円
	三万三百円	二万三千五百円
	三万四千七百円	二万六千円
	三万九千六百円	二万九千二百円
	四万四千八百円	三万二千七百円
	五万千円	三万六千九百円
	五万八千五百円	四万九千九百円
	六万七千三百円	四万七千七百円
	七万七千四百円	五万四千五百円
	九万七千六百円	六万七千九百円
附則第八條の四第三項の表の第六十四條第一項第四号口の項	一万二千円	九千五百円
	一万四千円	一万五百円
	一万六千円	一万二千円
	一万八千円	一万三千五百円
	二万五百円	一万五千円
	二万三千五百円	一万七千円
	二万七千円	一万九千五百円
	三万千円	二万二千円
	三万五千五百円	二万五千円
	四万四千五百円	三万千円
附則第八條の四第五項の表の第六十四條第一項第四号口の項	一万八千円	一万四千円
	二万千円	一万六千円
	二万四千円	一万八千円
	二万七千円	二万円
	三万千円	二万二千五百円
	三万五千円	二万五千五百円
	四万円	二万九千円
	四万六千円	三万三千円
	五万三千円	三万七千五百円

附則第八條の四第七項の表の第六十四條第一項第四号の口	六万七千円	四万六千五百円
	二万千円	一万六千五百円
	二万四千五百円	一万八千五百円
	二万七千五百円	二万千円
	三万五千五百円	二万三千五百円
	三万五千五百円	二万六千円
	四万五百円	二万九千五百円
	四万六千五百円	三万三千五百円
	五万三千五百円	三万八千円
	六万五千五百円	四万三千五百円
	七万七千五百円	五万四千円

7 前三項の規定の適用がある場合における平成十三年改正後の北海道税条例第六十八條第一項の規定の適用については、同項中「税率の額」とあるのは、「税率の額(北海道税条例の一部を改正する条例(平成十二年北海道条例第一百十号)附則第四項、第五項又は第六項の規定の適用がある場合には、その適用後の額)」とする。

低開発地域工業開発地区等における道税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年七月十日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第四十六号

低開発地域工業開発地区等における道税の特例に関する条例の一部を改正する条例

低開発地域工業開発地区等における道税の特例の特例に関する条例(昭和六十年北海道条例第七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十二章 新産業都市区域における不均一課税(第三十八條、第三十九條)」を削る。

第二條第十一号を削る。

第二十三條中「係るものとして」の下に「関西文化学術研究都市建設促進法第十一條の地方公共団体等を定める省令等の一部を改正する等の省令(平成十三年総務省令第五十七号)第五條の規定による廃止前の」を加える。

第十二章を削る。

附則に次の一項を加える。

10 新産業都市建設促進法等を廃止する法律(平成十三年法律第十四号)による廃止前の新

産業都市建設促進法(昭和三十七年法律第十七号)第三條第二項又は第四條第一項の規定により新産業都市の区域として指定された区域(札幌市の区域を除く。以下「新産業都市区域」という。)内において、当該新産業都市区域の指定の日から平成十三年三月三十一日までの期間内に、製造の事業の用に供する設備で規則で定めるものを新設し、又は増設した者(新産業都市区域内において製造の事業を営み、かつ、当該事業につき公害を防止するための適切な措置を講じている者であつて知事が指定するものに限る。)については、当該新設し、又は増設した設備に係る工場用の建物及びその敷地である土地(当該新産業都市区域の指定の日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に、当該土地を敷地とする当該工場用の建物の建設に着手し、又は当該土地に取得時に現に存した建物の全部又は一部を当該工場用の建物にした場合に限り)の取得に対して課する不動産取得税の税率は、北海道税条例第四十四條の規定にかかわらず、百分の〇・四とする。

附則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の低開発地域工業開発地区等における道税の特例に関する条例の規定は、平成十三年四月一日から適用する。

北海道議会議員及び北海道知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年七月十日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第四十七号

北海道議会議員及び北海道知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

北海道議会議員及び北海道知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成六年北海道条例第三号)の一部を次のように改正する。

第一條中「第四百四十一條第九項」を「第四百四十一條第八項」に改める。

第二條中「六万二百円」を「六万四千五百円」に改める。

第四條第一号中「六万二百円」を「六万四千五百円」に改め、同條第二号中「一万七千五百円」を「一万二千五百円」に改める。

第八條第一号中「五百一円九十九銭」を「五百十円四十八銭」に改め、同條第二号中「二十六円二十九銭」を「二十六円七十三銭」に、「五十五万二千八百七十円」を「五十五万七千五百円」に改める。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例(第一條の改正規定を除く)による改正後の北海道議会議員及び北海道知事の

選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

北海道自然環境等保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年七月十日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第四十八号

北海道自然環境等保全条例の一部を改正する条例

北海道自然環境等保全条例（昭和四十八年北海道条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第二項第一号中「第二十九条」を「第二十九条第一項又は第二項」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「行なう」を「行う」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十三年七月十日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第四十九号

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例（平成十二年北海道条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十二の項の1中「第二十九条」を「第二十九条第一項又は第二項」に改め、同項の11中「敷地面積に対する建築面積の割合等」を「建ぺい率等」に改め、同項中16を削り、17を16とし、18を17とし、19を18とし、20を19とし、21を20とし、22を21とし、同項の23中「17」を「16」に、「24」を「23」に改め、同項中23を22とし、24を23とし、同項の25中「17及び23」を「及び22」に、「26及び27」を「25及び26」に改め、同項中25を24とし、26を25とし、27を26とし、28を27とし、同項の29中「28」を「27」に改め、同項の29を同項の28とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十三年七月十日

北海道条例第五十号

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例

北海道建設部手数料条例（平成十二年北海道条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表二十二の項中「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に、「建築物延べ面積特例許可申請手数料」を「建築物容積率特例許可申請手数料」に改め、同表二十三の項中「第五十三条第四項第三号」を「第五十三条第五項第三号」に、「建築面積の敷地面積に対する割合」を「建ぺい率」に改め、同表二十九の項中「延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合」を「容積率、建ぺい率」に、「延べ面積の敷地面積に対する割合又は」を「容積率又は」に、「延べ面積の敷地面積に対する割合等」を「容積率等」に改め、同表三十一の項中「延べ面積の敷地面積に対する割合又は」を「容積率又は」に、「延べ面積の敷地面積に対する割合等」を「容積率等」に改め、同表三十二の項及び三十三の項中「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に改め、同表三十四の項中「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率、」に、「建築面積の敷地面積に対する割合」を「建ぺい率」に、「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に改め、同表三十八の項中「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に、「建築物延べ面積特例許可申請手数料」を「建築物の容積率の特例許可申請手数料」に改め、同表四十四の項中「延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合」を「容積率、建ぺい率」に、「延べ面積の敷地面積に対する割合等」を「容積率等」に改め、同表七十一の項中「第二十九条又は附則第四項」を「第二十九条第一項又は第二項」に改め、同表七十二の項中「同法附則第五項において準用する場合を含む。」を削り、同表七十三の項中「（同法附則第五項において準用する場合を含む。）及び附則第五項」を削り、「市街化調整区域内等の建築物特例許可申請手数料」を「用途地域の定められていない土地の区域内における建築物建築特例許可申請手数料」に改め、同表七十四の項中「（同法附則第五項において準用する場合を含む。）を削り、同表七十六の項を次のように改める。

七十六 削除

別表七十七の項及び七十八の項中「（同法附則第五項において準用する場合を含む。）を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十三年七月十日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第五十一号

北海道屋外広告物条例の一部を改正する条例

北海道知事 堀 達也

北海道屋外広告物条例(昭和二十五年北海道条例第七十号)の一部を次のように改正する。
第十四条の三第一項第一号の二中「国土交通大臣が認定した屋外広告物に係る色彩、意匠、素材等に関する知識及び技術についての審査、証明等を行う事業」を「建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十七条の二第四項の表に掲げる屋外広告士資格審査・証明事業」に改める。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の北海道屋外広告物条例第十四条の三第一項第一号の二に規定する屋外広告士の称号を付与された者は、この条例による改正後の北海道屋外広告物条例第十四条の三第一項第一号の二に規定する屋外広告士の称号を付与された者とみなす。

北海道警察組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年七月十日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第五十二号

北海道警察組織条例の一部を改正する条例

北海道警察組織条例(昭和二十九年北海道条例第二十六号)の一部を次のように改正する。
第二条中第十二号を第十三号とし、第七号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 情報の公開に関すること。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道新産業都市建設協議会条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十三年七月十日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第五十三号

北海道新産業都市建設協議会条例を廃止する条例

北海道新産業都市建設協議会条例(昭和三十九年北海道条例第十三号)は、廃止する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

平成十三年七月十日

火曜日

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北
士海
道道
プリン
ント総
ト務
株部
式法
会制
社文
道書
課